

公立大学法人名桜大学旅費支給内規

(平成22年4月1日制定)

第1条 公立大学法人名桜大学の職員及び職員以外の者が公務のため旅行する場合の旅費の支給については、公立大学法人名桜大学旅費規程(平成22年4月1日制定。以下「旅費規程」という。)その他別に定めるもののほか、この内規の定めるものとする。

2 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第2条 公務のため旅行する場合の管内旅行及び管外旅行の旅費の支給については、別表に定めるものとする。

第3条 公務のため旅行する場合で、公用車を利用する場合は、車賃は支給しない。ただし、公務のため旅行する場合で、自家用車を利用する場合の車賃は、距離に定額を乗じて算出するものとする。

2 公務のため旅行する場合で、所管の長が許可した場合及び看護実習等を行う場合は、ETCカードを利用することができる。

3 公務のため旅行する場合で、那覇空港を利用する場合は、契約駐車場を利用することができる。

第4条 宿泊を伴う旅行の場合は、原則、ホテルパックを利用するものとする。なお、当該旅費は、航空運賃往復割引額(ただし、適用がない場合は往復額)及び宿泊料の上限額の範囲内で実費額を支給することとする。

第5条 職員が私事等で勤務地以外の地に滞在する場合又は職員若しくは職員以外の者が用務地の近辺に居住地等を有する場合で、その滞在地等から旅行することが勤務地から旅行するよりも合理的かつ経済的な場合は、当該滞在地等から旅行することができるものとする。

第6条 職員以外の者が本学の依頼に応じ、本学の業務を遂行するために旅行する場合の旅費は、日当、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料(職員以外の者に係る宿泊料は管外旅行の宿泊料の上限額までを範囲とする。宿泊雑費は支給しない。)を別表により支給することができるものとする。ただし、車賃はバス賃により算出するものとする。

2 学生の公務等に係る旅費については、別に定めるものとする。

第7条 特別の事情によって、この内規により難しい場合は、その都度、理事長と協議するものとする。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 30 日）

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。